

命 令 書

令和4年(不再)第16号

再 審 査 申 立 人 X組合

令和4年(不再)第17号

再 審 査 被 申 立 人

令和4年(不再)第16号

再 審 査 被 申 立 人 Y会社

令和4年(不再)第17号

再 審 査 申 立 人

上記当事者間の中労委令和4年(不再)第16号及び同第17号事件(初審大阪府労委令和3年(不)第5号事件)について、当委員会は、令和6年3月21日第354回第三部会において、部会長公益委員石井浩、公益委員松下淳一、同鹿土眞由美、同小西康之出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件各再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、令和4年(不再)第16号再審査被申立人・同第17号再審査申立人Y会社(以下「会社」という。)が、①令和2年2月25日付けの大阪府労働委員会(以下「大阪府労委」という。)の命令(以下「先行事件命令」という。)に基づく団体交渉の開催及び②令和2年春闘(以下「2年春闘」という。)を交渉事項とする同年10月29日付け及び同年11月6日付けの令和4年(不再)第16号再審査申立人・同第17号再審査被申立人X組合(以下「組合」という。)の団体交渉申入れ(以下「2.10.29団交申入れ」及び「2.11.6団交申入れ」という。)に応じなかったことが労働組合法(以下「労組法」という。)第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、令和3年2月4日、組合が大阪府労委に救済を申し立てた(以下「本件申立て」という。)事案である。

2 初審において組合が求めた救済内容の要旨

- (1) 誠実団体交渉応諾
- (2) 謝罪文の掲示

3 初審命令及び再審査申立ての要旨

大阪府労委は、令和4年3月25日付けで、会社が、2.10.29団交申入れ及び2.11.6団交申入れのうち先行事件命令に基づく団体交渉に応じなかったことが労組法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、会社に対して文書交付を命じ(以下「初審命令」という。)、令和4年3月28日、当事者双方に対し、命令書を交付した。

組合は、同年4月7日、初審命令が、2年春闘を交渉事項とする団体交渉に会社が応じなかったことは不当労働行為に当たらないと判断した点を不服として、上記2のと通りの救済を求め、また、会社は、同月12日、初審命令が、先行事件命令に基づく団体交渉拒否は不当労働行為に当たる

として会社に文書交付を命じたことを不服として、初審命令の取消し及び本件申立ての棄却を求めて、当委員会に対し、それぞれ再審査を申し立てた。

4 本件の争点

組合の2.10.29団交申入れ及び2.11.6団交申入れに応じなかったことは、労組法第7条第2号の団体交渉拒否に当たるか。

第2 当事者の主張の要旨

1 組合の主張

組合は、先行事件命令と2年春闘の解決を求め、2.10.29団交申入れ及び2.11.6団交申入れにおいて、会社に対し団体交渉を申し入れたが、会社はいずれも正当な理由がなく応じなかった。

先行事件命令について、会社は、再審査申立てを行ったことを団体交渉拒否の理由としているが、労組法第27条の15では、再審査申立ては救済命令の効力を停止しないとされており、また、先行事件命令は行政処分として公定力を有しており、会社が再審査申立てをしようが、会社には応諾する義務がある。よって、再審査申立てを行っていることを理由に先行事件命令の履行を交渉事項とする団体交渉を拒否することに正当な理由はない。

2年春闘については、組合と会社は4回の団体交渉を行ったが、その中で会社は全く上積みのない回答をし、組合が回答の根拠を問うと、会社は口頭で説明を行うことしかしなかったため、組合は、口頭だけの説明では内容が理解しにくい上、真実かどうか判断できないとして、資料による根拠の説明を行うよう求めた。これに対し、会社は、資料による根拠の説明を拒否し続け、ただ団体交渉を形式的に開催したにすぎなかったため、組合は、このような会社の対応では前進した協議を続けられないと判断し、

第4回の団体交渉で決裂を通告せざるを得なくなった。初審命令は「労使協議を尽くした結果、議論が平行線をたどり、交渉が決裂して」としているが、「労使協議を尽くした結果」といえるものではない。組合は、春闘問題を未解決のままにはできないことや、もう一度交渉を行うことで労使が歩み寄れないかと考え、会社に団体交渉の再開を申し入れたものであり、初審命令が、団体交渉を再開すべき特段の事情があったとはいえないとして団体交渉拒否に正当な理由があるとするのは、労働組合の要求する権利と団体交渉権を否定するもので、失当である。

2 会社の主張

組合の2.10.29団交申入れ及び2.11.16団交申入れは、①別件で係争中の事件（先行事件）について団体交渉を求めるとともに、②特段の理由も示さぬまま既に終了したはずの2年春闘の再開を求めるものであって、これらの団体交渉申入れに応じなかった会社の対応に何ら問題はなく、正当な理由のない団体交渉拒否には該当しない。

会社は、先行事件命令には理由がないとして再審査申立てを行っており、現在も当委員会において係属中である。先行事件について、会社は、未提出であった多数の証拠を提出し、複数の新たな証人も申請するなど、先行事件命令に理由がないことを主張立証しており、先行事件命令の判断は当委員会において否定されると考え、先行事件命令を理由とする組合の団体交渉申入れには応じられないとの立場を採ったのである。

2年春闘については、4回にわたって団体交渉を開催し、その中で、会社の考えを具体的に説明するとともに、組合からの質問に対しても申入れ事項との関係で十分に回答して誠実に交渉を続けたが、互いの立場には依然として隔たりがあることから、妥結点を見出すことができず、以上の点を踏まえ、組合は、第4回団体交渉において交渉の終了を宣言し、会社と組合は、2年春闘が終了したことを互いに確認した。組合自身が団体交渉

の終了を宣言した以上、再び団体交渉を求める理由について組合自らが具体的な説明をしない間は、再び団体交渉を行う義務がないと会社が回答しても、団体交渉拒否と評すべきものとはいえない。

第3 当委員会の認定した事実

1 当事者

(1) 組合

組合は、肩書地に事務所を置き、主に近畿2府4県のセメント・生コンクリート（以下「生コン」という。）産業、運輸・一般産業等に関連する労働者で組織される労働組合で、本件再審査結審時（令和4年9月26日）現在の組合員は約500名である。

(2) 会社

会社は、肩書地に本社を、大阪府堺市、茨木市及び兵庫県三田市に営業所を置き、生コンやセメントの輸送等を営む株式会社であり、本件初審結審時（令和3年10月28日）現在の従業員は約10名（うち、ミキサー車の運転手である正社員は4名）である。

2 先行事件命令の交付に至る経緯

(1) 平成30年7月4日の団体交渉申入れ

組合は、平成30年7月4日（以下「平成」の元号を省略する。）、会社に対し、「通告書」と題する文書（以下「30.7.4通告書」という。）を送付し、「当組合と貴社が本年6月5日に行った団体交渉で、当組合は貴社が組合員の就労日数を他の就労者より意図的に大きく激減させていることに抗議し改善を求めた。これに対して貴社は、検討すると回答していたが、貴社の組合員に対する差別対応は全く改善されておらず、ますます格差は拡大している。当組合はこのような貴社対応に強く抗議し即座に改善するよう再度通告し、団体交渉を求める。」として、団体交渉

を申し入れた（以下「30.7.4 団交申入れ」という。）。

(2) 30年7月10日付け会社の回答

会社は、30年7月10日、組合に対し、「回答書」と題する文書を送付し、30.7.4 通告書について、「まず、前提として、当社は、日々雇用の問題については、これを使用するかどうかは当社の自由であって、労働者の労働条件に関する義務的団交事項に当たるとは考えておりません。よって、この問題について団体交渉をお受けする意向はありません。」と回答した。

(3) 先行事件の救済申立て

組合は、30年7月24日、大阪府労委に対し、会社が、①組合の組合員の就労日数を減少させたこと、②30.7.4 団交申入れに応じなかったことが不当労働行為であるとして、大阪府労委に救済申立てを行った。

(4) 先行事件命令の交付

大阪府労委は、令和2年2月25日付けで、会社が、①組合の組合員の就労日数を減少させたことが労組法第7条第1号及び第3号に、②30.7.4 団交申入れに応じなかったことが同条第2号に該当する不当労働行為であるとして、会社に対し、①団体交渉応諾、②文書手交等を命じることを決定し、同月27日、当事者双方に対し、先行事件命令を交付した。

3 本件申立てに至る経緯

(1) 令和2年2月28日の申入れ及び同年3月6日の回答

ア 組合は、令和2年2月28日付けで、会社に対し、「申入書」と題する文書（以下「2.2.28 申入書」という。）で、先行事件命令に基づく団体交渉を同年3月9日までに開催し、この問題を話し合いで解決することを申し入れた。

イ 会社は、令和2年3月6日付けで、組合に対し、「回答書」と題する文書で、2.2.28申入書による団体交渉申入れについては会社に応諾義務はないと考えており、団体交渉には応じられない、先行事件命令に対しては、現在、不服申立ての準備を進めている旨回答した。

(2) 2年春闘統一要求書の提出

組合は、令和2年3月、会社に対し、「A1組合2020年春闘統一要求書」と題する要求書（以下、この要求書を「2年春闘統一要求書」、2年春闘統一要求書に基づく要求を「2年春闘要求」という。）を提出し、団体交渉を申し入れた。

2年春闘統一要求書には、名宛人欄に特定の使用者の記載がなく、「経済的要求」として、①賃金引上げについて、②一時金及び夏季・冬季手当について、③総合福利について、④諸手当についての4項目が、「制度的要求」として、①日々雇用労働者の処遇改善について、②女性労働者の条件整備について、③労働時間短縮について、④休暇制度について、⑤定年・退職金について、⑥産業別年金制度について、⑦人員補充について、⑧業務上災害特別補償について、⑨輸送運賃の最低基準の確立について、⑩安全衛生についての10項目が、それぞれ記載されていた。

(3) 先行事件命令の再審査申立て

会社は、令和2年3月11日、当委員会に対し、先行事件命令について再審査を申し立てた。

(4) 2年春闘要求についての団体交渉

組合と会社は、令和2年6月8日、同月22日、同年7月13日及び同年8月6日、2年春闘要求について4回の団体交渉（以下、それぞれ「第1回団交」、「第2回団交」、「第3回団交」及び「第4回団交」とい、これら4回の団交を総称して「2年春闘団交」という。）を行った。

2年春闘団交では、概ね以下のやり取りが行われた。

ア 第1回団交（令和2年6月8日）

(ア) 組合が、賃上げ、一時金及び福利厚生資金の3点についての回答を求めたところ、会社は、①一時金及び福利厚生資金については昨年実績のとおりである旨、②賃上げについては今の輸送運賃収入から考えると難しいのでゼロである旨回答した。

組合が、昨年や一昨年から比べると生コンの単価がかなり上がっている旨述べ、生コン輸送の運賃は過去から上がっていないのかと尋ねたところ、会社は、生コン価格が安い時から世間一般的にみて高い運賃をもらっていたので、上がっていない旨述べた。

組合が、車両1台当たりの輸送運賃収入を質問したところ、会社は、1日当たり6万円の20日で、1か月当たり120万円である旨回答した。

(イ) 組合が、会社の正社員である組合員A2の賃金について、驚くほど高額ではない旨述べたところ、会社は、会社としては驚くほど高額であり、決して低くはないと認識している旨述べた。組合が、どこと比べて低くないということか尋ねたところ、会社は、トラックの運送事業に従事する大型車の運転手と比べてである旨述べた。

(ウ) 組合が、会社の状況は3年前とは違うはずであり、労働者に還元できる時期が来たと思うので、賃上げなしという回答には納得できない旨述べたところ、会社は、賃上げは今は難しいとしか言いようがない旨述べた。組合が、会社の状況が当時と変わらないのであれば資料を示せばよい旨述べ、生コン単価の著しい値上がりによる輸送運賃の見直しも含めて持ち帰って検討し、再度団体交渉を行うよう求めたところ、会社は、要望としては聞き、日程を含めて考えてみる旨述べた。

イ 第2回団交（令和2年6月22日）

(ア) 組合が、前回の団体交渉は賃上げできない理由の説明を求めたところで終わっていると思う旨述べ、説明を求めたところ、会社は、6万円掛ける20日の120万円という輸送運賃収入がA2の賃金につながっていて、現時点の輸送運賃の平均は5万円弱であり、6万円というのは既に高く、更なる輸送運賃の値上げはできない旨述べた。組合が、輸送運賃の値上げは、荷主と会社で交渉すべきことであって、月120万円の輸送運賃収入があるのなら賃上げの原資があると考えており、会社の説明では分からない旨述べ、輸送運賃収入のうちA2の賃金にどれほどの割合が使われているのか表で示すよう求めたところ、会社は、毎月赤字が出て、現時点で年間数百万円の赤字である旨述べた。

(イ) 組合が、120万円の収入のうちA2の賃金がどれぐらいの割合を占めているのかは口頭の説明では理解できないし、車両維持費及び燃料代等必要な経費がかかることは分かるが、その数字が全く示されないのでは納得できない旨述べ、書面を示して説明するよう求めたところ、会社は検討する旨述べた。

ウ 第3回団交（令和2年7月13日）

(ア) 組合が、前回の回答は、第1回団交での回答と同じであって、賃上げできない理由を資料を示して具体的に説明するよう求めて終わった旨述べたところ、会社は、提示できる書面はないが口頭で数字の説明をする旨述べ、A2が乗務する車両の1台当たりの月の収入が120万円で、そのうちA2の人件費、賞与及び福利厚生等で約90万円、軽油代、自動車保険料及び修理費等を含んだ通行経費として約30万円から35万円が、また、管理費として約15万円の経費がそれぞれ掛かっており、それを単純に足したら120万円を上回っており、赤字であることから賃上げはできない旨述べた。

(イ) 組合が、赤字であれば、なぜ輸送運賃を引き上げないのかと尋ねたところ、会社は、備車では5万円が今の水準であり、現時点での6万円は高く、引上げは難しい旨述べた。

組合が、生コンの単価が5、6年前と比べて1万円上がっているので、それを労働者に還元すべきであり、そのことをずっと会社に投げかけてきた旨述べ、会社全体の車両の稼働率を尋ねたところ、会社は、会社としてはA2が乗務している車両1台当たりで賃金を考えている旨述べた。

組合が、A2は車両持込みの親方ではなく社員なので、組合としては会社全体で賃金を考える旨述べ、全体的な稼働率を尋ねている旨述べたところ、会社は、稼働率は関係なく120万円に対してである旨述べた。

組合が、こちらはA2の1台だけで考えるのは違うと言っており、会社全体では稼働率は関係あるので、出荷の推移及び備車も含めた車両の月間稼働率を示すよう求めたところ、会社は、車両が動こうが動くまいが、A2の給料は1台120万円の中で会社が判断して決めている旨述べた。

組合が、組合としては会社全体の売上げと比例して従業員の人件費を考えており、管理費はよそでも補えるので、A2の1台だけを考えた会社の回答には納得できない旨述べ、再度、出荷の推移や車両の稼働率を提示するよう求めたところ、会社は、会社としては1台当たりで計算しているところであり、提示すべき資料がないので、口頭で説明する旨述べた。

(ウ) 組合が、1台当たりで計算しているという回答には納得できず、あくまで全体の稼働率で、33台の車両のうち29台が日々雇用労働者であり、月に1、2回しか稼働しないというのであれば車両が

多すぎるという話になるかもしれないが、稼働しているから台数を増やしてきたのであって、それだけの売上げが出てくるのであり、人件費に関しても日々雇用労働者を活用しているのであれば、会社全体で考えるとA2の賃上げをする余裕があるのではないかと述べたところ、会社は、1台120万円という数字は以前から提示しており、A2の賃金を1台に対してみるということは、今急に言い出したことではなく、過去からずっと説明していた旨述べた。

組合が、車両の持込みの親方であれば1台の売上げだけで考えることになるが、A2は会社の一従業員なので、組合としては、会社全体の水準で賃金をみている旨述べたところ、会社は、会社としては一緒くたとは思っておらず、備車とは別でみており、組合のいう全体的な数字を提示できるかどうかは検討する旨述べた。

エ 第4回団交（令和2年8月6日）

(ア) 組合が、前回も述べたとおり、1台の車両に対してではなく全体的な数字を出してほしいという要求に対する回答が一向にない旨述べたところ、会社は、生コン価格が上がっているのもっと高い輸送運賃が取れるだろうという組合の話については、輸送運賃が一般的に5万円という水準の中で6万円以上の輸送運賃を求めると、他の輸送会社を使った方がいいということになりかねず、難しい旨述べた。

(イ) 組合が、何年か前から正社員がだんだん減って非正規の割合が上がっている旨述べ、以前から求めている正社員数の年ごとの推移を示すよう求めたところ、会社は、そのことを説明したところでA2の賃上げに直結するとは思っておらず、必要ないと思う旨述べた。

組合が、毎回言っている会社全体の推移がどうなのかという話の中で社員数も関係してくるにもかかわらず、会社は1台分の車両と

いう自らに都合のいい部分だけを照らし合わせて6万円がどうかのこのと言って逃げ口上ばかりを並べて、稼働率や人件費についても全く答えない旨述べたところ、会社は、例えば、黒字が出たからといって、それが賃上げに直結するという判断基準はなく、A2については120万円で考える旨述べた。

組合が、会社は一人親方の認識で回答している旨述べたところ、会社は、一人親方でないのは分かっており、業績が悪いことを理由に賃金を引き下げたことは今までにない旨述べた。

(ウ) 組合が、これ以上同じことを言っても言葉が通じず、2年春闘団交を4回やってきて、組合としては誠意をもって話合いで解決したいと思っていたが、会社には全くその気がない旨述べたところ、会社は、賃上げ要求に応じられない理由については誠意をもって説明しており、うまく回答ができておらず分からないところがあれば再度説明するが、全体でもうかったからといってすぐに賃上げするという基準はないし、考えていない旨述べた。

組合が、何を聞いても120万円のことを言うのでは言葉が通じず、話合いは無理であり、持ち帰っても組合が言ったことをしっかり説明することができないのであれば今日でもう終わりたい旨述べ、これ以上説明することができるのかと尋ねたところ、会社は、これまでで十分説明しているという認識である旨述べた。

組合は、「うん、わかった。もう終わろう。」、「次、交渉もてるかどうか返事ください。」、「いやいや、終わりや。今日で終わり。」、「労働組合なんで行動権ありますんで。」、「それ通知してますね、団体交渉なんで、一応これも。行動権、そこだけ通知しておきます。」などと述べた。

(5) 2.10.29 団交申入れ

ア 組合は、令和2年10月29日付けで、会社に対し、「通知書」と題する文書（以下「2.10.29通知書」という。）で、①会社と組合の間で2年春闘団交を4回行ってきたが、会社が不誠実な対応を繰り返すので第4回団交で打ち切らざるを得なかった旨、②会社の対応は明らかな不当労働行為であるが、再度、団体交渉を申し入れる旨、③先行事件命令に基づく団体交渉の開催も併せて申し入れる旨述べ、団体交渉を申し入れた（2.10.29団交申入れ）。

イ 会社は、令和2年11月5日付けで、組合に対し、「ご回答」と題する文書（以下「2.11.5回答書」という。）で、①先行事件命令に基づく団体交渉については、当該団体交渉に応じる義務はないと考えており、既に当委員会に再審査申立てを行っているので、団体交渉に応じられない旨、②2年春闘団交を既に合計4回行い、その中で会社の考え方を具体的に説明し、組合の考えや意見も聴取し、組合からの質問に対しても、申入れ事項と関係する範囲において十分に答えながら誠実に交渉を続けたが、会社と組合の立場には依然として大きな隔たりがあり、妥結点を見出すことができなかつたことから、第4回団交の最後に組合が交渉の打ち切りを宣言し、2年春闘団交は終了したものと認識している旨、③現に、その後、2.10.29通知書を受領するまでの約3か月間、組合から何らの連絡もなく、2年春闘要求に関しては、既に交渉を尽くした上で団体交渉を終えたものであり、特段要求事項等の変更がない限り、何らかの妥結点を見出す見込みはなく、現時点に至って再び団体交渉を行う義務はないものとする旨回答した。

(6) 2.11.6 団交申入れ

ア 組合は、令和2年11月6日付けで、会社に対し、「通知書」と題する文書（以下「2.11.6通知書」という。）で、2.10.29団交申

入れに対し、会社は2.11.5回答書で団体交渉を拒否してきたが、組合の団体交渉申入れに対して会社には応諾する義務があり、拒否をすることはできず、2.10.29通知書で申し入れた団体交渉を早急に開催するよう再度通知する旨述べ、団体交渉を申し入れた（2.11.6団交申入れ）。

イ 会社は、令和2年11月16日付けで、組合に対し、「ご回答」と題する文書（以下「2.11.16回答書」という。）で、①2.11.6通知書は、会社には組合の団体交渉申入れに対して応諾する義務があると述べるだけで、会社の2.11.5回答書に対して何ら具体的な主張等を行うものではない旨、②組合による団体交渉申入れに対する会社の回答は、2.11.5回答書に述べたとおりであるので、再度確認されたい旨述べた。

(7) 先行事件命令の履行等に関するあっせん申請

組合は、令和2年11月24日、大阪府労委に対し、会社を相手方として、①先行事件命令に基づき組合が行った団体交渉申入れを受諾し、早急に団体交渉を開催すること、②2年春闘要求について、一旦停止していた団体交渉を再開することを調整事項として、あっせんに申請した。

組合は、同年12月18日、会社があっせんを受けないことを理由に、あっせん申請を取り下げた。

(8) 本件申立て

組合は、令和3年2月4日、大阪府労委に対し、本件申立てを行った。

第4 当委員会の判断

1 団体交渉拒否について

組合は、2.10.29団交申入れ及び2.11.6団交申入れにおいて、会社に対し、先行事件命令に基づく団体交渉の開催及び2年春闘を交渉事

項とする団体交渉を申し入れたのに対し、会社は、2.11.5回答書及び2.11.16回答書において、団体交渉に応じられない旨回答した（前記第3の3(5)、(6)）。

そこで、会社が、2.10.29団交申入れ及び2.11.6団交申入れに応じなかったことに正当な理由があるかについて、以下、交渉事項ごとに検討する。

(1) 先行事件命令に基づく団体交渉の開催について

会社は、先行事件が当委員会に係属中であり、先行事件命令の判断は当委員会において否定されると考え、先行事件命令に基づく組合の団体交渉申入れには応じられないとの立場を採ったと主張する。

しかしながら、先行事件命令は会社に団体交渉応諾を命じているところ、救済命令は命令書の写しの交付の日から効力を生じるものであり（労組法第27条の12第3項、第4項）、会社が再審査申立てを行っても救済命令の効力は停止しない（同法第27条の15第1項）。しかも、労働委員会による救済命令は行政処分であって、行政処分は、法律上当然に無効である場合を除いては、適法に取り消されない限り有効なのであるから、会社に先行事件命令の履行義務があったことは明らかである。

また、組合は、2.2.28申入書において、この問題に関して話合いで解決することを申し入れているのであり（前記第3の3(1)ア）、この趣旨は、当該問題を当委員会における再審査手続にのみ委ねるのではなく、労使間の交渉による話合いでの解決を求めたものとみるのが相当であり、労使間で労使紛争を自主的に解決することは、団体交渉の手続を助成することを目的とする労組法の目的にも合致し、望ましいものといえる。

以上からすれば、先行事件命令に基づく団体交渉の開催を求める組合からの団体交渉申入れについて、会社が再審査係属中であることを理由に団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当

たるといふべきである。

(2) 2年春闘要求について

ア まず、2年春闘要求に係る議題についてみると、2年春闘統一要求書には4項目の経済的要求及び10項目の制度的要求が記載されているが、2年春闘団交におけるやり取りをみると、①賃金引上げ、②一時金及び夏季・冬季手当、③総合福利の3項目について交渉が行われており（前記第3の3(2)、(4)）、2年春闘に係る実質的議題は、この3点であるということができ、これらがいずれも義務的団体交渉事項であることは明らかである。

イ 組合は、2年春闘団交において、会社は団体交渉を形式的に開催したにすぎなかったため、このような会社の対応では前進した協議を続けられないと判断し、第4回団交で決裂を通告せざるを得なくなったが、春闘問題を未解決のままにはできないことや、もう一度交渉を行うことで労使が歩み寄れないかと考え、会社に団体交渉の再開を申し入れたものであると主張する。

これに対し、会社は、4回の2年春闘団交において誠実に交渉を続けたが、互いの立場には依然として隔たりがあることから妥結点を見出すことができず、組合自身が第4回団交において交渉の終了を宣言したのであるから、再び団体交渉を求める理由について組合が具体的な説明をしない間は、再び団体交渉を行う義務はないと主張する。

ウ そこで、2年春闘団交の経緯をみると、①第1回団交において、組合の賃上げ要求に対して会社がゼロ回答をしたのに対し、組合が、生コンの単価が過去3年間でかなり上がって労働者に還元できる時期が来たので賃上げなしの回答には納得できない旨述べ、輸送運賃の見直しを含めて持ち帰って検討の上再度団体交渉を行うよう求めたこと、②第2回団交において、会社が、賃上げができない理由として、

6万円掛ける20日の120万円という輸送運賃収入がA2の賃金につながっていて、輸送運賃6万円は現時点での平均額である5万円弱より既に高いので更なる輸送運賃の値上げはできない旨述べたのに対し、組合は、月120万円の輸送運賃収入があるのなら賃上げの原資があると考えている旨述べ、会社は、毎月赤字が出て年間数百万円の赤字である旨述べたこと、③第3回団交において、(i)会社は、A2が乗務する車両の1台当たりの月の収入が120万円で、人件費等約90万円、軽油代等通行経費30万円から35万円及び管理費約15万円の経費を単純に足したら120万円を上回っており、赤字であることから賃上げはできない旨述べたこと、(ii)組合が、なぜ輸送運賃を引き上げないのかと尋ねたのに対し、会社は、備車では5万円が今の水準であり現時点での6万円は高く、引上げは難しい旨述べたこと、(iii)組合が、組合としては会社全体で賃金を考えているとして、会社全体の車両の稼働率を尋ねたのに対し、会社は、会社としては車両の稼働率に関係なく車両1台当たりの運賃収入120万円の中で考えて賃金を決めている旨述べたこと、(iv)組合が、組合としては会社全体の売上げと比例して従業員の人件費を考えており、管理費はよそでも補えるので、A2の1台だけを考えた会社の回答には納得できない旨述べ、再度、車両の稼働率等を提示するよう求めたのに対し、会社は、会社としては1台当たりで計算しており、提示すべき資料がないので口頭で説明する旨述べたこと、(v)組合が、1台当たりで計算しているという回答には納得できないとして、日々雇用労働者を活用しているのであれば、会社全体で考えるとA2の賃上げをする余裕があるのではないかと述べたのに対し、会社は、1台120万円という数字は以前から提示しており、A2の賃金を1台に対してみることは過去からずっと説明していた旨述べたこと、④第4回団交において、

(i) 会社が、生コン価格が上がっているのもっと高い輸送運賃が取れるだろうという組合の話については、輸送運賃が一般的に5万円という水準の中で6万円以上の輸送運賃を求めると、他の輸送会社を使った方がいいということになりかねず、難しい旨述べたこと、(ii) 組合が、会社は1台分の車両という自らに都合のいい部分だけを照らし合わせて逃げ口上ばかりを並べ、稼働率や人件費について全く答えない旨述べたのに対し、会社は、黒字が出たからといってそれが賃上げに直結するという判断基準はなく、A2については120万円で考える旨述べたこと、(iii) 組合が、これ以上同じことを言っても言葉が通じず、会社には話合いで解決する気が全くなく、話合いは無理である旨述べ、交渉の終了を宣言したことが認められる(前記第3の3(4))。

エ 以上の経緯をみると、2年春闘団交においては、第3回団交以降、A2の賃上げについて、会社全体の収支で考えるのか、A2が乗車する車両1台当たりの収支で賃金を考えるのかで労使双方の主張が対立する状況が続いていたものとみることができ、こうした状況の下、会社は、A2の賃上げができない理由について、自らの主張の根拠を具体的な数字を挙げて説明し、さらに、会社全体で黒字が出たことが賃上げに直結するという判断基準はないという補足説明も行っているものということができる。

一方、組合は、会社の上記説明を受けて、新たな主張や提案をすることなく、自ら交渉の終了を宣言したものである。

そうすると、2年春闘団交は、双方の主張が対立する中、組合は、新たな主張も提案もしないまま交渉の終了を宣言しているのであるから、労使が協議を尽くした結果、議論が平行線をたどり、交渉が決裂して、再度交渉したとしても進展が見込めない状況に至っていたものとみるのが相当である。

オ 次に、その後の事情の変更により団体交渉を再開する必要があるなどの特段の事情があったかについてみると、組合は、2.10.29 団交申入れにおいて、①会社が2年春闘団交で不誠実な対応を繰り返すので第4回団交で打ち切らざるを得なかった旨、②会社の対応は明らかかな不当労働行為であるが、再度、2年春闘団交を申し入れる旨述べていたこと（前記第3の3(5)ア）からすれば、団体交渉再開を求めに際して、2年春闘団交において中心的議題となった賃金引上げについての新たな要求は明示しておらず、また、一時金及び夏季・冬季手当、総合福利等の他の要求事項について改めて議題として明示してもいないのであるから、2年春闘団交を再開すべき特段の事情が生じたとみることはできない。

カ 以上からすれば、2年春闘要求に係る2.10.29 団交申入れ及び2.11.6 団交申入れについて、会社が団体交渉に応じなかったことに正当な理由があるというべきである。

2 不当労働行為の成否について

以上によれば、会社が、組合の2.10.29 団交申入れ及び2.11.6 団交申入れのうち先行事件命令に基づく団体交渉に応じなかったことは、労組法第7条第2号の団体交渉拒否に当たるが、2年春闘要求に係る団体交渉に応じなかったことは、同条同号の団体交渉拒否には当たらない。

3 結論

以上のとおりであるので、初審命令の判断は相当であり、本件各再審査申立てには理由がない。

よって、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条を適用して、主文のとおり命令する。

令和6年3月21日

中央労働委員会

第三部会長 石井 浩